

原発事故 損害賠償説明会

+

個別 相談会

福島第1, 第2原子力発電所の事故により, 多くの方が広範囲にわたる避難を余儀なくされるなど, 様々な損害が発生しました。8/5 には, 原子力損害賠償審査会の中間指針が発表され, 今後, 東京電力に対する請求も始まると思われます。

その場合に備え, どのような損害が賠償の対象になるか情報を収集し, また, 被った損害について記録し, それを証明する資料を準備しておく必要があります。

そこで, 横浜弁護士会としては, 原発事故の賠償の流れ, 記録の仕方についての説明会と個別の法律相談を受けるための相談会を実施いたします。参加も無料です。予約も不要ですので, 原発賠償がどのようなになるのか, このような損害は請求できるのか等, 原発の賠償の問題や震災に関連する問題は何でも結構ですので, ご遠慮なくご参加下さい。

日時

9月10日(土) 午前10時半～

場所

横浜弁護士会館5階大会議室

横浜市中区日本大通9番地

JR 関内駅南口、市営地下鉄関内駅1番出口より徒歩10分

みなとみらい線日本大通り駅1番出口より徒歩1分

！参加は無料です！ 予約も不要です！

内容

- 1 原発事故損害賠償手続の流れ
- 2 東日本大震災記録ノートの配布, 記載方法の説明
- 3 個別相談会 (原発に関連することだけでなく, 震災に関することは何でもお聞きください！)



主催: 横浜弁護士会

問い合わせ先: 045-211-7711

横浜弁護士会所属弁護士による

原発事故 損害賠償説明会

+

個別 相談会

日時：平成23年9月10日（土） 午前10時半～

場所：横浜弁護士会館5階大会議室

住所：横浜市中区日本大通9番地

JR 関内駅南口、市営地下鉄関内駅1番出口より徒歩10分

みなとみらい線日本大通り駅1番出口より徒歩1分

地図

